



# 令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 千葉県 佐倉市

**提出期限 令和8年2月2日（月）**

受付は1月5日（月）から行います。期限間近は窓口が大変混み合いますので、  
1月14日（水）までの提出にご協力をお願いします。

**申告書の提出は便利な電子申告をご活用ください!!**

詳しい内容や手続きにつきましては、

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) でご確認ください。



**電子申告（eLTAX）等により申告される方へ**

会計ソフトや eLTAX で作成し申告される場合は、市が送付した申告書右上又はハガキ宛名面中段に記載の「所有者コード」を転記していただきますようご協力をお願いいたします。

**申告書は佐倉市ホームページでダウンロード可能です。**

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shisanzeika/239/syoukyaku/4530.html>

もしくは、   で検索



**郵送による申告書提出について**

窓口の混雑防止のため、申告書の郵送提出にご協力をお願いいたします。

また、控えの返送をご希望の方は必ず返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。  
同封のない場合には返送いたしかねますので、ご了承ください。

**申告書の提出・お問い合わせは……**

佐倉市役所財政部資産税課

資産課税班 償却資産担当

（本庁舎1号館2階）

電話 043-484-1111（代表）

043-484-6252（直通）

郵送の場合の送付先

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所 資産税課 資産課税班

償却資産担当 行

## 【目 次】

I. 債却資産について.....	1~7 ページ
II. 債却資産の申告.....	8~9 ページ
III. 債却資産の評価と課税.....	10~11 ページ
IV. 申告書類の提出先及び記載方法.....	12~18 ページ
【参考】 減価率及び減価残存率表.....	19 ページ
【参考】 自動車の種別.....	19 ページ

## I. 債却資産について

### 1. 債却資産とは

固定資産税における債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものも含みます。）をいいます。

具体的には、工場や飲食店等を経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方等が、事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等の固定資産が『債却資産』に該当します。

債却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における債却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

### 2. 申告する資産とは

令和8年1月1日現在において所有している、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。

#### （1） 申告の対象となる資産・ならない資産

申告の対象となる資産  右記のような資産も含まれます。	①債却済資産（耐用年数が経過した資産） ②福利厚生の用に供するもの（社宅、宿舎、寮等の器具備品、構築物等） ③建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び遊休資産 ④未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産） ⑤資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取扱います。） ⑥100万円未満の美術品等（ただし、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものは除きます。）
申告の対象とならない資産  事業の用に供することができる資産であっても、右記のような資産は申告の必要はありません。	①自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ②無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等） ③繰延資産（開業費、試験研究費等）、棚卸資産（貯蔵品、商品等） ④生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は除きます。） ⑤100万円以上の美術品（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは除きます。）

## (2) 少額の減価償却資産の取扱い

(○=申告対象、×=申告対象外)

償却方法	資産の取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円未満
個別減価償却	○(個人は×)	○	○	○
中小企業特例 ※1		○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
リース資産 ※2	×	×	○	○

※1 中小企業者が取得した30万円未満の損金算入特例の適用資産は申告が必要です。

※2 地方税法施行令第49条ただし書により、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の場合、申告対象外です。

## 3. 償却資産の主な種類

次の表に示されている資産はごく一部ですので、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

## (1) 業種別の主な償却資産

業種	申告対象となる償却資産の例
共通	舗装路面、駐車(輪)場設備、内装・内部造作(借人・テナント)、パソコン、プリンター、コピー機、レジスター、エアコン、応接セット、キャビネット、金庫、看板、ネオンサイン、LAN設備、太陽光発電設備等
料理飲食店業	食卓・椅子、厨房用品、カラオケ機器、冷蔵庫等
理容・美容業	サインポール、理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、理・美容機器、給湯器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
小売業	冷蔵ストッカー、自動販売機、陳列ケース、冷蔵庫、日よけ等
自動車整備業	舗装路面、測定・検査工具、旋盤、プレス、圧縮機等
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、受変電設備等
建設業	発電機、大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど)等※
医療・薬局業	消毒殺菌器、レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、手術機器、歯科診療用ユニット等
不動産貸付業	舗装路面、駐車(輪)場設備、立体駐車上のターンテーブル及び機器部分、門・塀・緑化施設等の外構工事、貯水槽等
娯楽業	パチンコ台、スロット機、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場等ネット設備、テニスコート等
農業	耕運機、精米機、選別機、乾燥機、保冷庫、ビニールハウス等
ガソリンスタンド	地下タンク、独立キャノピー、防壁、洗車場、計量器、測定・検査工具等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機、製本設備等

※小型特殊自動車は軽自動車税の対象となるため、申告の必要はありません。

(2) 資産種類別の主な償却資産

資産種類		課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数		
1	構築物	簡易な間仕切り	3	金属造の焼却炉・煙突	10	ブロック塀	15		
		工場緑化施設	7	通信用光ファイバー線	10	受・変電設備	15		
		アスファルト舗装路面	10	コンクリート造下水道	15	金属造廣告塔	20		
		街路灯・ガードレール	10	コンクリート路面舗装	15	庭園	20		
2	機械及び装置	建築設備、内装・内部造作等 ※詳しくは、【4. 建築設備における家屋と償却資産の区分】を参照してください。							
		飲食店用設備	8	機械式駐車場設備 洗濯業用設備	10	倉庫業用設備	12		
		宿泊業用設備	10		13	業務用機械器具製造用設備	7		
		デジタル印刷システム設備	4	ガソリンスタンド設備 自動車整備業用設備 道路貨物運送業用設備	8				
					15	家具又は装飾品製造業用設備	11		
		総合工事業用設備	6		12				
		食料品製造業用設備	10		13	太陽光発電設備	17		
3	船舶	モーターボート 引き船	4	500t未満			9		
			10	漁船(鋼船) 500t以上			12		
4	航空機	ヘリコプター グライダー	5	最大離陸重量 5.7t以下			5		
			5	飛行機 最大離陸重量 5.7t超過 130t以下			8		
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車	5	その他のもの	7		
				金属製のもの	7	自走能力を有するもの	4		
				その他のもの	4	その他のもの	4		
※自動車税・軽自動車税が課税されるものは申告の対象となりませんが、 <b>大型特殊自動車</b> は申告対象です。									
※詳しくは19ページを参照してください。									
6	工具器具及び備品	パチンコ台 スロットマシン テレビゲーム機 看板・ネオンサイン スポーツ具 じゅうたん・カーテン パソコン サーバー プリンター 自動販売機・両替機	2	複写機	5	冷蔵庫・冷凍庫	6		
			3	レジスター	5	調剤機器	6		
			3	接客業用応接セット	5	電話・通信設備	6		
			3			放送機器	6		
			3			レントゲン	6		
			3	厨房用品（陶磁器 製・ガラス製のもの のを除く）	5	歯科診療用ユニット	7		
			4			陳列棚（冷凍・冷蔵機無）	8		
			5	理容・美容機器	5	ベッド	8		
			5	ガス湯沸器	5	事務用机・イス（金属製）	15		
			5	陳列棚（冷凍・冷蔵機付） 冷暖房機器	6	室内装飾品（金属製）	15		

#### 4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

##### (1) 家屋と設備の所有者が同一の場合

以下のものは償却資産として評価します。詳しくは、下記〔家屋と償却資産の区分表〕をご覧ください。

- 独立した機器としての性格が強いもの（例：受変電設備）
- 特定の生産または業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備）
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（例：ルームエアコン）

##### (2) 家屋と設備の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方（賃借人・テナント）が貸しビル・貸店舗等に取り付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。この場合、賃借人・テナントの方が償却資産としてご申告ください。（地方税法第343条第10項・佐倉市税賦課徴収条例第55条第8項）

〔家屋と償却資産の区分表〕

\*この表は、主な設備等の例示です。

区分	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	分電盤から外側の配線、配管	分電盤及び分電盤から内側の配線、配管
	家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備
	電話機、電話交換機等の機器	電話配管・配線
	受像機（テレビ）	インターホン設備
	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備	テレビ共聴設備（アンテナ、ケーブル、配管）
	中央監視設備 LAN設備	火災報知設備 避雷設備
給排水衛生設備	屋外給排水設備	屋内給排水設備（配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等） 洗面化粧台、大小便器、ユニットバス等
ガス設備	屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管、バルブ等
消防設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ	消火栓設備、スプリンクラー設備
空調設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）	空調設備、冷暖房設備、換気設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター 小荷物専用昇降機
	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等） 寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備（システムキッチン等）
内装・造作		床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式
屋外設備	門、塀、緑化施設	
	冷凍倉庫における冷凍設備、POSシステム 広告塔、文字看板、袖看板、ネオンサイン 機械式駐車設備（ターンテーブルを含む） 簡易間仕切（衝立）、カーテン、ブラインド	
その他		

※表中「家屋に含める主なもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋自体の利便性を高めるための設備ではなく、特定の生産または業務用の設備に該当する場合や、上記4(2)に該当する場合は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。

※家屋と償却資産の区分の判断が困難な場合など、申告すべき内容にお困りのことがある場合は、申告前に償却資産担当（043-484-6252）までご相談ください。

## 5. 国税との主な違い

項 目	地 方 税 の 取 扱 い 〔固定資産税（償却資産）〕	国 税 の 取 扱 い 〔法人税・所得税〕
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法 減価率は「固定資産評価基準」で定められているもの	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
少額減価償却資産の即時償却（※2）	認められません	認められます
増加償却（所得税・法人税）	認められます（下記6参照）	認められます
耐用年数の短縮	認められます（下記6参照）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価又は区分評価

※1 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。

※2 租税特別措置法で、中小企業者が令和9年3月31日までに取得し使用する取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、1事業年度で合計300万円を必要経費に計上又は損金算入が可能ですが、固定資産税（償却資産）では申告の対象となります。

## 6. 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による、「耐用年数の短縮」、「増加償却」を適用した償却資産がある場合は、下記表の添付書類とともに申告ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書（写）
増加償却	税務署長	増加償却の届出書（写）

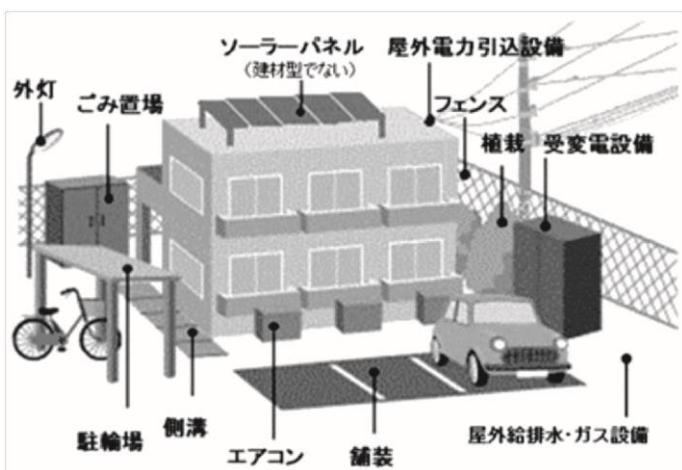
## 7. 不動産賃貸業を行っている場合

アパートや駐車場を貸し付けていることも事業（不動産賃貸業）にあたりますので、事業主の方は、所有する事業用の償却資産をご申告ください。

### ◎申告対象となる償却資産の一例（不動産賃貸業）

資産の種類		主な償却資産の例
構築物	構築物	路面舗装（駐車場舗装）、門、塀、フェンス、擁壁（土留め）、車止め、砂利敷き、屋外排水溝、緑化施設（植栽・植え込み）、物置、ごみ置場、自転車置場、有料駐車場の管理システムなど
	建物付属設備	電気設備……受変電設備（キュービクル）、外灯など
	機械及び装置	太陽光発電設備（ソーラーパネル）など
工具・器具及び備品		ルームエアコン、湯沸器、冷蔵庫、コピー機、パソコン、看板など

### 主な申告対象（イメージ）



家屋以外の部分（主に外構部分）が、申告の対象となります。

また、「不動産賃貸業を行っているが、償却資産は所有していない」場合も、資産がない旨の申告をお願いしています。ご協力を願いいたします。

## 8. 太陽光発電設備を設置された場合

家屋の屋根、土地等に太陽光パネルを設置して、発電量を売買する場合、設置した太陽光パネル等の設備は事業用資産に該当し、償却資産の申告が必要となります。事業主の方は、所有する太陽光発電設備をご申告ください。

### ◎申告対象となる償却資産

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計など

## 9. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産	不 要	必 要
売買にあたるようなリース資産	必 要	不 要

## 10. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、「非課税申告書」を佐倉市にご請求のうえ必要事項を記入し、添付資料（該当資産について参考になるもの）とともに提出してください。

## 11. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有している場合は、申告書の提出と併せて「課税標準の特例に係る届出書」に課税標準の特例に該当することが確認できる書類（許可・認定等通知書（写）、施設設置届（写）製品仕様書等）を添付して提出してください。

課税標準の特例（一例）

令和7年10月1日現在

特例対象資産	根拠規定	特例率	備 考
ガス事業用資産	地方税法第349条の3 第2項	最初の5年間 1／3 次の5年間 2／3	平成29年4月1日以降に取得されたもの
ごみ処理施設	地方税法附則第15条 第2項第2号	1／2	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得されたもの
産業廃棄物処理施設	地方税法附則第15条 第2項第4号	1／3	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得されたもの

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）に該当する特例措置については、佐倉市HP

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shisanzeika/242/17436.html>

もしくは、佐倉市 わがまち特例 検索  で検索）に掲載しています。



また、「課税標準の特例にかかる届出書」については、下記からダウンロード可能です。

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shisanzeika/239/syoukyaku/4530.html>

もしくは、佐倉市 債却資産 検索  で検索



## II. 債却資産の申告

### 1. 申告していただく方

個人や法人で工場や商店などを営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けているなど事業を行っている方で、債務資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。（佐倉市内で事業を行っているが債務資産を所有していない場合は、「該当資産なし」として申告してください。）

### 2. 提出する書類

提出する書類は下記のとおりです。12ページ以降「IV. 申告書類の提出先及び記載方法」を参考してください。

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類	備 考
一般方式 ※1	初めて申告される方	令和8年1月1日現在所有している <u>全ての債務資産</u>	・債務資産申告書（緑色） ・種類別明細書（緑色） (増加資産・全資産用)	種類別明細書（増加資産・全資産用）に全資産を記入してください。
	増加・減少した資産がある方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した債務資産 ※4	・債務資産申告書（緑色） ・種類別明細書（緑色） (増加資産・全資産用) ・種類別明細書（赤色） (減少資産用)	申告書の「18. 備考」の「1. 資産増減あり」を「○」で囲んでください。増加・減少の必要に応じて、種類別明細書を記入してください。
	前年度と変更のない方 (資産増減なし) ※3		・債務資産申告書（緑色）	申告書の「18. 備考」の「2. 資産増減なし」を「○」で囲んでください。種類別明細書の提出は不要です。
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に減少した債務資産	・債務資産申告書（緑色） ・種類別明細書（赤色） (減少資産用)	申告書の「18. 備考」の「4. 廃業・解散・移転等」を「○」で囲み、いつ廃業（移転等）したかを記入してください。
	債務資産を所有していない方（該当資産なし）		・債務資産申告書（緑色）	申告書の「18. 備考」の「3. 該当資産なし」を「○」で囲んでください。
電算処理方式 ※2	企業の電算処理により全資産申告される方 ※3	令和8年1月1日現在所有している <u>全ての債務資産</u>	・債務資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) ・種類別明細書 (減少資産用)	債務資産申告書に全ての記載事項を記入してください（評価額・課税標準額も記載）。種類別明細書には、 <u>全ての資産の評価額を記入</u> してください。 9ページ「3. 電算処理方式で申告する際の注意事項」を参照ください。

※1 一般方式…前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法で、評価額等の計算は市で行います。

※2 電算処理方式…賦課期日（1月1日）現在所有している全資産に対して、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方法です。

※3 資産に増加・減少がない場合も、申告書の提出は必要です。

※4 令和7年1月1日以前に取得した資産で、未申告のものがあれば、その資産も申告してください。

**【注意】** 決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないように申告してください。また、これまでに申告していなかった資産が見つかった場合は、本来申告すべき年度以降の修正申告書を速やかに提出してください。

### 3. 電算処理方式で申告する際の注意事項

企業の電算処理方式で申告する場合は、償却資産申告書に全ての記載事項（評価額・課税標準額等）を記載してください。

資産に増加・減少がない場合でも、必ず、全資産の種類別明細書を添付してください。記載内容につきましては、全ての資産の評価額、また、資産を種類ごとに区分して、合計額を記載してください。課税標準の特例適用がある場合は、その特例率及び特例軽減後の課税標準額も記載してください。

### 4. 共有での申告について

償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で申告し、申告書右下にある「18 備考」に共有者全員の住所、氏名及び持分割合を記入してください。（各々の持分に応じて申告しないでください。）

### 5. 相続した償却資産の申告について

償却資産の所有者がお亡くなりになった場合は、事業を引き継いだ方（相続により償却資産を取得した方）の申告が必要となります。

被相続人が申告されていた取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告し、申告書右下にある「18 備考」に被相続人の氏名、相続が発生した年月日を記入してください。

### 6. 電子申告等について

会計ソフトや地方税ポータルシステム eLTAX（※）で作成し申告される場合は、市が送付した申告書右上又はハガキ宛名面中段に記載されている「所有者コード」を転記して頂きますようご協力をお願いいたします。

また、前年度までの申告済資産について、可能であれば当市指定の「資産コード」を転記していただきますようご協力を願いいたします。

（※） eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) でご確認ください。



### 7. 法人名等が変更する場合

商号変更や合併、分割により法人名を変更した場合や、登記簿上の本店住所を変更した場合は、申告時、「変更前」「変更後」の繋がりが分かる書類（商業登記の写し）の添付をお願いしています。

### 8. 不申告及び虚偽の申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第 386 条及び佐倉市税賦課徴収条例第 76 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて滞納金を徴収されることがあります。期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金を科されることがありますので、ご注意ください。

### 9. 債却資産の調査について

償却資産の所有状況の確認のため、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、国税関係資料の閲覧を行うことがあります。

また、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、担当者の立会い、帳簿の提出等のご協力を願いします。

調査等に伴い修正申告をお願いすることがあります、その場合の課税年度は、地方税法第 17 条の 5 の規定に基づき、現年度だけでなく取得年度に遡って課税（原則 5 年、虚偽の申告等の場合 7 年）することもあります。

### III. 債却資産の評価と課税

#### 1. 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在における債却資産の所有者が、納税義務者となります。

#### 2. 価格の決定

債却資産の評価は債却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の「評価額」を一品ごとに算出します。そして、それぞれの資産の「評価額」の合計額が「決定価格」となります。

[評価額の算出方法]

	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※取得価額とは、債却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該債却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該債却資産をその用途に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

※消費税の取扱いについては、国税の取扱いに準じます。法人税又は所得税において税込経理方式をとっている場合は税込価額を、税抜経理方式をとっている場合は税抜き価額を債却資産申告における取得価額としてください。

※\_\_\_\_\_は、小数第4位を四捨五入します。

※「評価額」を算出するのに用いられている減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定められています。この減価率は、「減価債却資産の耐用年数等に関する省令別表第7の債却率（旧定率法）と同様です。

#### 【計算例】

パソコン1台 取得年月：令和7年6月 取得価額：20万円  
耐用年数：4年 減価率：0.438

	評価額（円）
初年度（令和8年度）	200,000 × (1 - 0.438 / 2) = 156,200
2年目（9年度）	156,200 × (1 - 0.438) = 87,784
3年目（10年度）	87,784 × (1 - 0.438) = 49,334
4年目（11年度）	49,334 × (1 - 0.438) = 27,725
5年目（12年度）	27,725 × (1 - 0.438) = 15,581
6年目（13年度）	200,000 × (5 / 100) = 10,000 ※1
7年目（14年度）	200,000 × (5 / 100) = 10,000 ※2

※1 上記の計算例では、6年目の評価額は  $(15,581 \times (1 - 0.438) = 8,756 \text{円})$  となり、取得価額の100分の5に相当する額  $(200,000 \times 5 / 100 = 10,000 \text{円})$  を下回ります。

そのような場合には、取得価額の100分の5に相当する額が評価額となります。

※2 評価額は耐用年数（上記例では4年）を過ぎても、取得価額の100分の5になるまでは減価し続け、その資産が事業の用に供されている限り、取得価額の100分の5で引き続き評価されます。

### 3. 課稅標準

賦課期日（1月1日）現在における「決定価格」が、課税標準となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

#### 4. 免税点

課税標準となるべき額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。なお、免税点の判定は佐倉市で行いますので、償却資産の多少にかかわらず申告は必要です。

## 5. 税率及び税額

税率は、100分の1.4です。税額の計算方法は下記を参考にしてください。

課税標準額	税率	税額
1,525,000 円	× 1.4/100	= 21,300 円 (21,350 円)

※調査標淮額は土地一宗屋を全地として計算したもの

次回は土地・家屋も合わせて計算します。

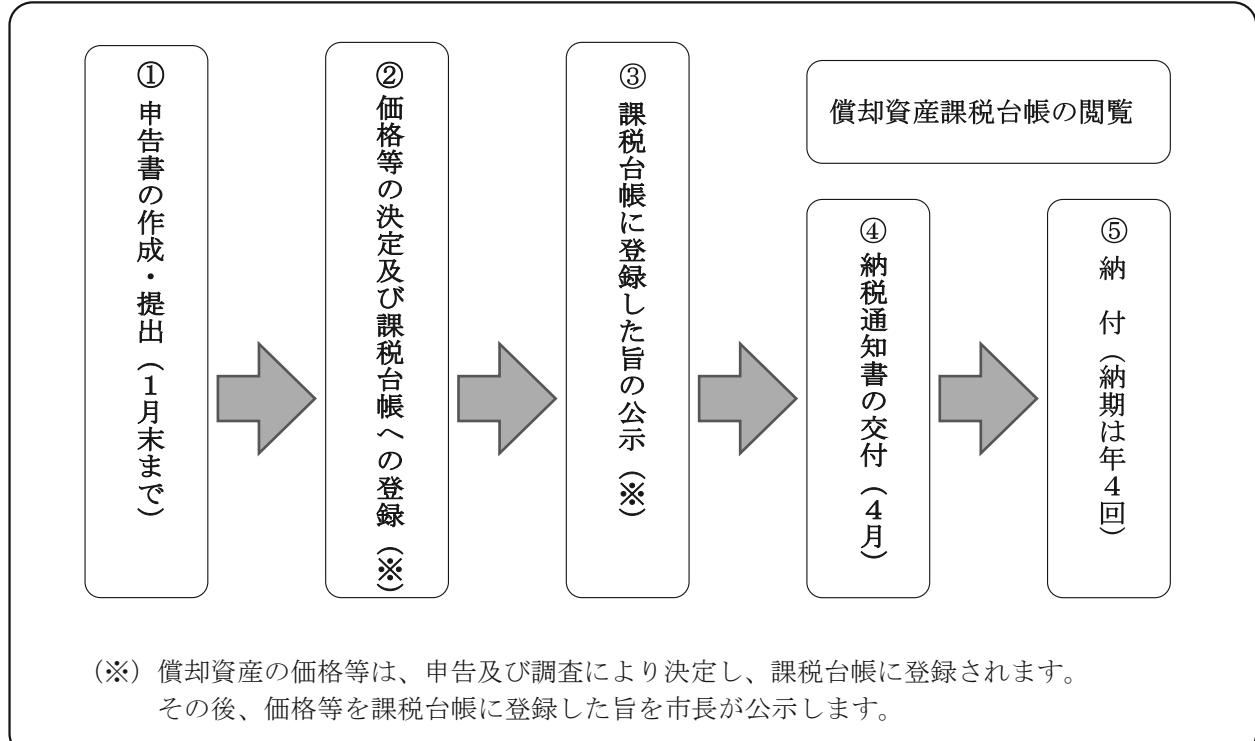
## 6. 納期

年税額は4回（4月・7月・12月・翌年2月）に分けて納めていただくことができます。具体的な納期については、4月初旬から中旬に郵送します「令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書」でご確認ください。

## 7. 閱覽

償却資産の納税義務者は、償却資産課税台帳の閲覧が可能です。令和8年度分の閲覧を希望される場合は、佐倉市償却資産担当までお問い合わせください。

## 【申告から課税までの流れ（イメージ）】



## IV. 申告書類の提出先及び記載方法

### 1. 申告書類の提出先・お問い合わせ先

佐倉市役所財政部資産税課 資産課税班 償却資産担当（本庁舎1号館2階）

住所 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

電話 043-484-1111（代表）

043-484-6252（直通）

#### 申告書を郵送される場合のご注意

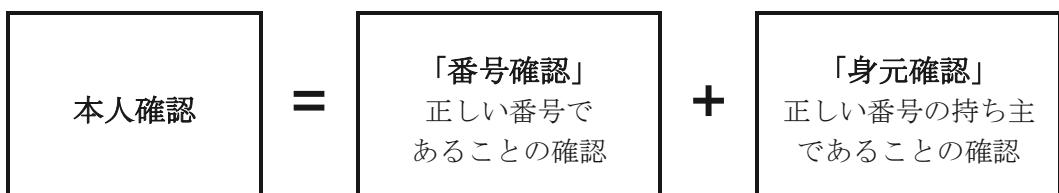
申告書を郵送される場合で控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。同封のない場合には返送いたしかねますので、ご了承ください。

※申告の際の押印は不要です。

### 2. 個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー制度の実施に伴い、申告書にはマイナンバーの記載が必要です。個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合は本人確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や、eLTAX（電子申告）による申告の場合は、本人確認資料の添付は不要です。



※代理人の場合は、  
代理人の身元確認を行います。

#### (1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号付き）
身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、パスポート等

#### (2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の住民票の写し（個人番号付き）
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード、代理人の運転免許証、代理人のパスポート、代理人の税理士証票等
代理権確認資料	委任状、税務代理権限証書等

### 3. 申告書類の記載例

#### (1) 償却資産申告書

◎前年度までに申告された方には、住所、氏名及び取得価額を昨年の申告をもとに印字しています。

住所・氏名に変更・訂正がある場合は、抹消線をひいたうえ余白に正しい内容を記載してください。

◎今回初めて申告される方は、所有者コードを除き、全て記載してください。

受付印	令和 8 年 1 月 5 日		令和 8 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)												[提出用]																	
所有者	(ふりがな) 1 住 所 (又は納税通知書 送達先)	285-8501 さくらし かいりん じ まち 97 ばん ち 佐倉市海隣寺町97番地 (電話 043 484 1111 )												3 個人番号又 は法人番号 1234																		
	(ふりがな) 2 氏 名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)	さくらせい ぱん 佐倉製パン 凸凹パン株式会社 代表取締役 佐倉太郎 (屋号 凸凹や )													4 事業種目 (資本等の金額) パン																	
5 佐倉市での 事業開始年月 平成	6 この申告に応答す る者の係及び氏名 総務課 (電話)	7 税理士等の氏名 根郷和 (電話)																														
資産の種類			取 得 価 額						前年前に取得したもの(イ)						前年中に減少したもの(ロ)						前年中に取得したもの(ハ)						計(イ)-(ロ)+(ハ) (二)					
1 構築物及び 建物付属設備	2 機械及び 装 置	3 船 舶	4 航 空 機	5 車両及び 運 搬 具	6 工具、器具 及び備品	7 合 計	十億 9 8 2 7 6 5 4 3 0	百 億 9 8 2 7 6 5 4 3 0	千 万 9 8 2 7 6 5 4 3 0	円 9 8 2 7 6 5 4 3 0	十億 2 7 5 2 0 0 0	百 億 2 7 5 2 0 0 0	千 万 2 7 5 2 0 0 0	円 2 7 5 2 0 0 0	十億 2 5 5 5 0 0 0	百 億 2 5 5 5 0 0 0	千 万 2 5 5 5 0 0 0	円 2 5 5 5 0 0 0	十億 9 8 2 5 6 8 4 3 0	百 億 9 8 2 5 6 8 4 3 0	千 万 9 8 2 5 6 8 4 3 0	円 9 8 2 5 6 8 4 3 0	十億 8 7 6 5 2 0 0 0	百 億 8 7 6 5 2 0 0 0	千 万 8 7 6 5 2 0 0 0	円 8 7 6 5 2 0 0 0	十億 3 1 0 3 4 0 0 0 0	百 億 3 1 0 3 4 0 0 0 0	千 万 3 1 0 3 4 0 0 0 0	円 3 1 0 3 4 0 0 0 0		
1 構築物及び 建物付属設備	2 機械及び 装 置	3 船 舶	4 航 空 機	5 車両及び 運 搬 具	6 工具、器具 及び備品	7 合 計	1 5 2 0 0 0 0	1 0 5 2 4 0 0	1 3 9 0 6 8 0	1 8 5 8 2 8 0																						
資産の種類	評 価 額 (ヘ) ※						決 定 価 格 (ト) ※						課 稅 標 準 額 (チ) ※																			
1 構築物及び 建物付属設備	2 機械及び 装 置	3 船 舶	4 航 空 機	5 車両及び 運 搬 具	6 工具、器具 及び備品	7 合 計	十億 9 8 2 5 6 8 4 3 0	百 億 9 8 2 5 6 8 4 3 0	千 万 9 8 2 5 6 8 4 3 0	円 9 8 2 5 6 8 4 3 0	十億 8 7 6 5 2 0 0 0	百 億 8 7 6 5 2 0 0 0	千 万 8 7 6 5 2 0 0 0	円 8 7 6 5 2 0 0 0	十億 3 1 0 3 4 0 0 0 0	百 億 3 1 0 3 4 0 0 0 0	千 万 3 1 0 3 4 0 0 0 0	円 3 1 0 3 4 0 0 0 0														
網掛け部分は記載しないでください。 (電算により全資産申告する場合は 除きます。)																																

前年度までに申告されてい  
る方のみ令和7年1月1日  
現在の取得価額が印字され  
ています。

前年中に減少した資産  
の取得価額の合計額を  
資産の種類別に記載し  
てください。

前年中に増加した資産  
の取得価額の合計額を  
資産の種類別に記載し  
てください。

1 初めて申告する方は、法人の場合は登記上の本店住所を、個人の場合は住民票上の住所を記載してください。この住所とは別の書類送付先を希望する場合は、記載住所の下に「送付先：〇〇市□□□」と記載してください。

2 押印は不要となりました。

3 番号法に規定される個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

発送番号	所有者コード	0012345678
567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・無
製造小売業 (百万円)	9 増加償却の届出	有・無
	10 非課税該当資産	有・無
5年 8月	11 課税標準の特例	有・無
	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
臼井花子 043-484-1111 田会計事務所 043-484-6216	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
	14 青色申告	有・無
事業所用 家屋の所 有区分	15 佐倉市内に おける事業 所等資産の 所在地	① 海隣寺町97番地 自己所有 借家 ② 上志津1672番地 自己所有 借家 ③ 自己所有 借家
	16 借用資産 (有・無)	リース会社等名称 弥富リース（株） 東京都千代田区中央1-1 TEL 03-1111-△△△△
	17 決算期	9月
18 備考（添付書類等）—該当するものに○をつけてください。— 1. 資産増減 2. 資産増減 3. 該当資産 4. 廃業・解散・移転等 あり なし なし (年月日) 課税標準の特例にかかる届出書及び添付書類 (特定施設等設置届出書及び受理書の写し)  令和7年10月1日 商号変更		

第二十六号様式  
(提出用)

所有者コードは、今回初めて申告する方は、記載しないでください。

8～14 該当する方を○で囲んでください。

15 事業所等、資産の所在地を記載し、該当する所有区分を○で囲んでください。  
所在地が複数ある場合には、主たる資産所在地の番号を○で囲んでください。

16 借用（リース）資産の有無について、該当する所有区分を○で囲んでください。  
借用資産がある場合には、貸主の名称及び連絡先（住所・電話番号等）を記載してください。

18 「資産の増減の有無」、「該当資産なし」、「廃業・解散・移転」のうち、該当するものの番号を○で囲んでください。

その他、以下に該当する場合は記載してください。

- ① 住所・法人名等の変更があった場合にはその年月日
- ② 課税標準の特例適用資産又は非課税資産を所有している場合には、その届出書、添付書類の名称
- ③ 短縮耐用年数、増加償却が適用されている資産を所有している場合には、その添付書類の名称

【前年前に取得したもの（イ）】－【前年中に減少したもの（ロ）】+【前年中に取得したものの（ハ）】によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

◎前年度までに申告された方は、新たに増加した償却資産（「償却資産申告参考資料（種類別明細書）」に記載のないもの）を記載してください。

◎今回初めて申告される方、電算により全資産申告される方は、全償却資産を記載してください。

全資産申告をされる方で、当市指定の「資産コード」が分かる場合のみ記載し、それ以外の方は記載しないでください。										「償却資産申告参考資料（種類別明細書）」の所有者コードを記載してください。今回初めて申告される方は、記載しないでください。															
令和 8 年度										( 提 出 用 ) <b>種類別明細書（増加資産・全資産用）</b>															
* 所有者コード		← 更正種類		0012345678		2 新規		(イ) 取得年月 年号 年 月										(イ) 取得価額 十億 百万 千円		(口) 耐用年数		(口) 減価残存率		価額	
行番号	資産の種類	資産コード		資産の名称等						数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額										
																	年号	年	月						
01	1			01	本社工場 フェンス			15	7	2	十億	2555	000	10	0.	十億	百万	千							
02	2	"	"	02	汚水処理装置			15	7	4	87	652	000	9	0.										
03	6	"	"	03	レジスター NL-102			25	8	1	206	430	5	5	0.										
04	6	"	"	04	パソコン			14	25	9	65	000	4	4	0.										
05	6	"	"	05	エアコン			15	6	3	963	250	6	6	0.										
06	6	"	"	06	コピー機			15	4	5	156	000	5	5	0.										
07		"	"	07																					
08		"	"	08																					
09		"	"	09																					
10		"	"	10																					
11		"	"	11																					
12		"	"	12																					
13		"	"	13																					
14		"	"	14																					
15		"	"	15																					
16		"	"	16																					
17		"	"	17																					
18		"	"	18																					
19		"	"	19																					
20		"	"	20																					
種類		1. 構築物		2. 機械・装置		3. 船舶		小計		7		91597680		1		1									
注意：「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、										網掛け部分は (電算により 除きます。)															
資産の種類を数字で記載してください。それぞれの種類 に対する数字は以下のとおりです。										取得価額を右詰めで記載してく ださい。															
1 = 構築物、2 = 機械及び装置、3 = 船舶、4 = 航空機、 5 = 車両及び運搬具、6 = 工具・器具・備品																									

所有者名		1 枚のうち 1 枚目		第二十六号様式別表一 提出用	
佐倉製パン株式会社		課税標準額		増加事由	
(八) <small>※課税標準の特例</small>		(八) <small>※課税標準の特例</small>		摘要	
(八) <small>率 コード</small>	(八) <small>率 コード</small>	(八) <small>率 コード</small>	(八) <small>率 コード</small>	(八) <small>率 コード</small>	(八) <small>率 コード</small>
円	千億	百万	千	円	円
1	1	1	1	1	1
記載しないでください。 全資産申告する場合は					
佐倉市					
4 その他いづれかに○印を付けてください。					
法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1, 2, 5, 6）に基づいて記載してください。					

資産の取得した年月を記載してください。  
昭和は「3」もしくは「S」、平成は「4」もしくは「H」、令和は「5」もしくは「R」と記載してください。

所有者名を記載してください。

3枚のうち、2枚目というようにページ数を記載してください。

増加事由を○で囲んでください。  
1 = 新品取得、2 = 中古品取得、3 = 移動による受入れ、4 = その他

摘要には以下の内容を記載してください。

- ① 課税標準の特例及び非課税に該当する場合、適用条項を記載してください。
- ② 取得日が1月1日の場合、その旨記載してください。
- ③ 耐用年数の変更があった場合、その旨記載してください。
- ④ 短縮耐用年数や増加償却を行っている場合、その旨記載してください。
- ⑤ 移動による受入れの場合（増加事由3）、受入れ元を記載してください。
- ⑥ 増加事由4の場合、「申告もれ」等その事由の内容を記載してください。

**申告もれの場合は、本来申告すべき年度以降の修正申告書を合わせて提出してください。**

資産の名称等を以下のとおり記載してください。

- ① 資産の種類順に記載してください。
- ② 左詰めで記載してください。
- ③ 20文字を超える場合は、20文字以内に省略してください。
- ④ 名称が同じものが続く場合でも、「同上」、「」などの記載ではなく、それぞれの名称を記載してください。

### (3) 種類別明細書 (減少資產用)

◎前年度までに申告された方は、令和8年1月1日までに減少した償却資産（「償却資産申告参考資

料（種類別明細書）」に記載のあるもの）を記載してください。

◎今回初めて申告される方は、記載する必要はありません。

「償却資産申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている該当資産の種類・資産コード・資産の名称等を記載してください。

「償却資産申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている所有者コードを記載してください。

(提出用) 種類別明細書(減少資産用)											
※ 所有者コード				更正種類							
0012345678				1 取消							
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	減少数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及 1 売却 2 減少 3 移動 4 その他
					年号	年	月				
01	1	4	0800102看板	1	4	7	10	10億 2752000	10	8	1・②・3・4
02	6	4	11200201ショーケース	1	4	11	4	868900	4	12	①・2・3・4
03	6	4	11500112パソコン	1	4	14	8	183500	4	15	1・2・③・4
04											1・2・3・4
05											1・2・3・4
06											1・2・3・4
07											1・2・3・4
08											1・2・3・4
09											1・2・3・4
10											1・2・3・4
11											1・2・3・4
12											1・2・3・4
13											1・2・3・4
14											1・2・3・4
15											1・2・3・4
16											1・2・3・4
17											1・2・3・4
18											1・2・3・4
19											1・2・3・4
20											1・2・3・4
					小計	3		3 804 400			

合計を記載してください。

「償却資産申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている資産の取得価額を右詰めで記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、その減少した取得価額を記載してください。

「償却資産申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている資産の取得年月を記載してください。

昭和は「3」もしくは「S」、平成は「4」もしくは「H」、令和は「5」もしくは「R」と記載してください。

所有者名を記載してください。

3枚のうち、2枚目というようにページ数を記載してください。

減少した事由及びその区分について、該当する番号を○で囲んでください。  
2 = 滅失とは、廃棄のことです。

減少事由の詳細については、該当する事由に応じて、以下のとおり記載してください。

1 = 売却の場合は、売却先  
2 = 滅失の場合は、廃棄年月  
3 = 移動の場合は、移動先  
4 = その他の場合は、その具体的理由

資産の一部が減少した場合の記載方法  
例：734,000円（4台）のうち183,500円（1台）  
を減少。

- ① 減少数量・取得価額には、減少した数量（1台）・取得価額（183,500円）を記載します。
- ② 減少の区分は、「2=一部」を○で囲んでください。
- ③ 摘要欄に残存の数量（3台）・取得価額（550,500円）を記載します。
- ④ その他資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

【参考】減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得 (1 - r/2)	前年前取得 (1 - r)			前年中取得 (1 - r/2)	前年前取得 (1 - r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924
				30	0.074	0.963	0.926

【参考】自動車の種別

自動車の構造及び原動機			自動車の種別	償却資産
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下記の項目をすべて満たすもの ①最高速度 15km/時以下 ②長さ 4.7m 以下 ③幅 1.7m 以下 ④高さ 2.8m 以下	小型特殊自動車	非該当
			大型特殊自動車	該当
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/時未満	小型特殊自動車	非該当
		上記以外	大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			大型特殊自動車	該当

事業に使用する大型特殊自動車は、償却資産の種類において「機械及び装置」または「車両及び運搬具」のどちらかに分類されます。なお、ナンバープレートが付いている場合は以下の分類番号を確認いただき申告の参考としてください。

【分類番号】 0・00 ~ 09・000 ~ 099・00A ~ 09Z・0A0 ~ 0Z9・0AA ~ 0ZZ  
→機械及び装置（建設機械に該当するもの）

【分類番号】 9・90 ~ 99・900 ~ 999・90A ~ 99Z・9A0 ~ 9Z9・9AA ~ 9ZZ  
→車両及び運搬具（建設機械以外のもの）

※ナンバープレートを付けていなくても、大型特殊自動車に該当する場合は、固定資産税の償却資産として申告の対象となります。